

◎新潟県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成29年6月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
田伏 邦子（あん摩 ・マッサージ、はり ・きゅう）	田伏 邦子	見附市本所2丁目3番11号	平成29年4月10日
宮下 真吾（柔道整 復）	望月接骨院	上越市東本町4-3-3	平成29年4月1日
樋口 航平（柔道整 復）	くるみ園接骨院	上越市大字東中島2487	平成29年4月1日